

## 第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業応援金支給要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県内において客席を設ける飲食店及び喫茶店（以下「飲食店等」という。）のうち、新型コロナ安心対策認証に取り組む事業所等を応援する第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業応援金（以下「応援金」という。）を支給するために必要な事項を定める。

### (対象事業主の要件)

第2条 応援金は、次の各号のいずれかに該当する飲食店等（以下「対象飲食店」という。）を営む事業者（以下「対象事業者」という。）に対して支給する。

- (1) 「新型コロナ安心対策認証」を受けた飲食店等であること。
- (2) 「新型コロナ安心対策認証」の取得に取り組む飲食店等であること。

### (支給額)

第3条 応援金の支給額は20万円とする。ただし、対象飲食店を2つ以上有する場合には20万円に対象事業所の数を乗じて得た額とする。

### (支給申請期間)

第4条 応援金の支給の申請は、令和3年4月14日から生活環境部長が別に定める日までとする。

### (支給の申請方法)

第5条 対象事業者は、第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業補助金交付要綱（令和3年4月14日付第202100015458号生活環境部長通知）様式第1号により、対象飲食店の数に応じた応援金を申請することができる。ただし、既に申請に係る飲食店等が第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業応援金を受給している場合にあってはこの限りでない。

### (支給の決定等)

第6条 知事は、提出された支給申請書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか確認し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。

- 2 知事は、受理した支給申請書について、本要領に基づき審査し、適正であると認められるときは応援金の支給を決定するものとする。
- 3 知事は、応援金の支給を決定したときは、支給決定額を対象事業者が指定する金融機関の口座に速やかに振込むものとする。

### (不支給要件)

第7条 応援金の申請を行う者が、次のいずれかに該当する場合は応援金を支給しないものとする。

- (1) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等
- (2) 前各号に掲げる者のほか、応援金の趣旨に照らして適当でないと知事が判断する者

### (応援金の返還)

第8条 知事は、応援金の支給を受けた事業主が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業応援金支給決定取消・返還通知書（様式第1号）により、当該事業主に対して支給した応援金について支給決定を取消して返還させることができる。

- (1) 応援金の申請後、原則30日以内に新型コロナ安心対策認証を取得、又は当該認証基準と同等の対策が確認できなかったとき。ただし、第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業補助金を活用する場合は、当該補助金の対象事業完了後原則30日以内とする。
- (2) 偽りその他不正行為によって支給を受けたことが判明したとき。

### (飲食店等の状況確認)

第9条 知事は、応援金の支給を受けた事業者の飲食店等における新型コロナ感染予防対策の状況を確認するため、指名した職員（県が業務委託した事業者を含む）に当該飲食店等の施設を確認し、新型コロナ感染予防対策について改善を求めることができる。

### (雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、本応援金の支給について必要な事項は、生活環境部長が別に定め

る。

附 則

この要領は、令和3年4月14日から施行する。

別添

## 新型コロナウイルス感染防止対策チェックリスト

補助金の交付及び応援金の支給要件である新型コロナウイルス安心対策認証事業所の認証取得又は当該認証と同等の感染防止対策を行うためには以下の感染防止対策の実施が必要です。

各項目の□は必須項目、○は選択項目です。□（必須項目）の全て及び○（選択項目）の該当する項目にチェックマーク（✓）を記載してください。

補助金・応援金を活用して、□の全ての項目にチェックが入るように感染対策をしてください。

※新型コロナウイルス安心対策認証済の飲食店・喫茶店の場合は添付不要です。

1. お客様への感染拡大予防対策	
(1) 来店・受付・会計	
(お客様の体調確認)	
□ 発熱（37.5度以上）や咳、咽頭痛等の症状のあるお客様には来店いただかないよう掲示する。	
□ 来店時にお客様の体調確認を行い、発熱や咳、咽頭痛等の症状のあるお客様の来店をお断りする。 (体調確認方法) ※実施しているもの全てにチェック	
○ 非接触型体温計を設置し、検温依頼 ○ 従業員が個別聞き取り ○ 受付票の提出依頼	
○ その他 ( )	
(お客様のマスク着用)	
□ 入店時にお客様がマスクを着用していることを確認、食事中以外はマスクを着用するよう要請する。 (配布用マスク)	
□ マスクを持っていないお客様に備えて、提供できるマスクを用意	
(入口での消毒)	
□ 出入口に手指の消毒設備を設置し、お客様入店時等に手指消毒を要請する。 (消毒設備の内容)	
□ アルコール消毒液（濃度60%～90%のものに限る） (濃度： % ) (商品名： )	
(来店待ちの密集回避)	
□ 来店待ちにより列が発生する場合は、来店者同士の人と人の距離（フィジカルディスタンス）を確保する。 (具体的な方法) ※実施しているものにチェック	
○ シール等で立ち位置を示す（お客様同士の距離：約1m以上） ○ 注意喚起の案内表示	
○ 整理券発行による呼出し制 ○ その他 ( )	
(施設規模に応じた受入)	
□ フィジカルディスタンスを確保できるよう、施設規模に応じた受入をする。 (具体的な方法) ※実施しているものにチェック	
○ 予約制を取り入れる。	
○ 連絡先を確認の上、呼出し制により改めての来店を依頼する。	
○ 満席の場合は入店をお断りする。	
○ その他 ( )	
(会計)	
□ 会計の際の飛沫感染防止措置をする。 (具体的な方法) ※実施しているものにチェック	
○ アクリル板や透明ビニールカーテンで遮蔽（サイズ：人の頭より高い）	
○ お客様と従業員のマスク着用徹底 ○ その他 ( )	
□ 会計待ちにより列が発生する場合はフィジカルディスタンスを確保する。（テイクアウトを含む） (具体的な方法) ※実施しているものにチェック	
○ シール等で立ち位置を示す ○ 注意喚起の案内表示 ○ 席会計	
○ その他 ( )	
(支払)	
□ 支払い時の感染症対策をする。 (具体的な方法) ※実施するもの全てにチェック	
○ キャッシュレス決済の導入 ○ トレイによる受け渡し ○ その他 ( )	
(お客様への連絡)	
□ 万が一の感染者発生に備えて、お客様への連絡方法を確保する。 (具体的な方法) ※実施しているもの全てにチェック	
○ アンケート等でお客様に連絡先を受領	
○ 厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）の掲示、利用を案内	
○ とっとり新型コロナ対策安心登録システムへの登録、掲示、案内	
○ その他 ( )	
(注意喚起)	
□ 以下のような注意喚起を全て実施する。	
・ 食事中も会話する際はマスクの着用 ○ 掲示 ○ 口頭案内 ○ その他 ( )	
・ 入店時、トイレ使用時の手洗い・手指消毒 ○ 掲示 ○ 口頭案内 ○ その他 ( )	

## (2) 案内・食事

(グループ間の対人距離)

- グループ間の対人距離を確保する。  
(具体的な方法) ※実施しているものにチェック  
○ グループごとの個室で対応する。  
○ グループの間隔を空けて、1m以上確保できるように配置する。  
○ テーブル間をアクリル板、透明ビニールカーテン、パーティション等で遮蔽する。  
○ その他 ( )

(テーブル席でのフィジカルディスタンス) ※個室・座敷を含む

- テーブル席においてフィジカルディスタンスを確保する。  
※同居家族等の生活を共にするグループの場合は確保は必須ではありません。  
(友人・同僚等の同一グループであっても生活を共にしていない場合は必須)  
※生活を共にするグループである確認(フィジカルディスタンスを確保しない場合)  
○ 来店時に従業員が個別聞き取り ○ 予約時に個別聞き取り  
○ その他 ( )  
(具体的な方法) ※実施しているものにチェック  
○ 正面とならないよう、斜め掛けとなるよう席を案内する。  
○ テーブル上にアクリル板等を設置して遮蔽。(サイズ:着席した人の頭より高い)  
○ その他 ( )

(カウンター席でのフィジカルディスタンス)

- カウンター席においてフィジカルディスタンスを確保する。  
※同居家族等の生活を共にするグループの場合は確保は必須ではありません。  
(友人・同僚等の同一グループであっても生活を共にしていない場合は必須)  
※生活を共にするグループである確認(フィジカルディスタンスを確保しない場合)  
○ 来店時に従業員が個別聞き取り ○ 予約時に個別聞き取り  
○ その他 ( )  
(具体的な方法) ※実施しているものにチェック  
○ 隣り合う席の使用を中止する等で、席の間隔を1m以上確保できるよう配置する。  
○ 隣の席との間にアクリル板等を設置して遮蔽する。(サイズ:人の頭より高い)  
○ その他 ( )

(サービス内容の変更・中止) ※該当がない場合はチェック不要

- 感染リスクの高いサービスは内容の変更や中止を行い、掲示を行う。  
(変更・中止したサービス)  
○ 大皿での提供 ○ ビュッフェ方式 ○ ドリンクバー  
○ その他 ( ) ( )

(大皿・ビュッフェ方式への対応)

- 大皿での提供やビュッフェ方式の提供  
○ 対策を行って提供する。(提供しているもの ○ 大皿 ○ ビュッフェ方式 )  
○ 提供はしていない。  
(大皿(1皿を複数人が分ける場合を含む)提供時の具体的な方法)  
○ お客様1名ずつ取り箸を用意し、箸を共有しないよう要請して提供する。  
○ 小皿に盛って提供する。  
○ 従業員が取り分ける。  
○ その他 ( )  
(ビュッフェ方式提供時の具体的な方法)  
○ あらかじめ小皿に盛り付けて提供する。(お客様は小皿をとるのみ)  
○ 従業員が取り分ける。  
○ お客様に使い捨てビニール手袋を着用いただき、手指やトングの消毒を徹底する。  
○ その他 ( )

(箸や取り皿の提供)

- 箸・取り皿・爪楊枝・灰皿等については他のお客様が触れないよう対策する。  
(具体的な方法)  
○ 注文後に個別に提供する。 ○ 1つずつとれる容器や設置方法で提供する。  
○ その他 ( )

(注意喚起)

- 以下のような注意喚起を全て実施する。
- |                        |      |        |           |
|------------------------|------|--------|-----------|
| ・食事中も会話する際はマスクの着用      | ○ 掲示 | ○ 口頭案内 | ○ その他 ( ) |
| ・乾杯はグラスが触れないように行う      | ○ 掲示 | ○ 口頭案内 | ○ その他 ( ) |
| ・お客様同士のお酌やグラスの回し飲みは避ける | ○ 掲示 | ○ 口頭案内 | ○ その他 ( ) |
| ・過度の飲酒は避ける             | ○ 掲示 | ○ 口頭案内 | ○ その他 ( ) |
| ・大声での会話を避ける            | ○ 掲示 | ○ 口頭案内 | ○ その他 ( ) |
| ・スプーンや箸などの共有・使い回しはしない  | ○ 掲示 | ○ 口頭案内 | ○ その他 ( ) |

## 2. 施設の管理

(換気)

- 開店前、営業中、営業後に網戸のある窓を開けるなど、客席及び厨房の十分な換気をする。  
※施設全体の空気が入れ替わるよう空気の流れを作る

(開店前・後の換気方法) ※実施しているもの全てにチェック

- 店内の入口・ドア・窓を開放 (開放箇所 )  
 換気扇を稼動 (換気扇台数 客席 台、 厨房 台)  
 サーキュレーターを設置して稼動 (サーキュレーター 客席 台、 厨房 台)  
 その他 ( )

(営業中の換気方法) ※実施しているもの全てにチェック (上2つのいずれかは必須)

- 店内のドア・窓を開放 (開放箇所、頻度 時間に 回/常時/その他 )  
(開放箇所、頻度 時間に 回/常時/その他 )  
 換気扇を稼動 (換気扇台数 客席 台、 厨房 台)  
 サーキュレーターを設置して稼動 (サーキュレーター 客席 台、 厨房 台)  
 CO<sub>2</sub>センサーを設置して二酸化炭素濃度1000ppmを超えないことを確認  
 その他 ( )

- (換気扇がある場合) 換気扇を定期的に点検する。  
頻度 ( ) に ( ) 回 ( )

(拭き取り清掃・消毒)

- 多くのお客様が触れる部分は定期的に拭き取り及び消毒液による消毒をする。

(お客様が入れ替わる都度、消毒する箇所)

- テーブル  椅子  メニュー表  調味料  タッチパネル  呼出しボタン  
 券売機  ドリンクバーのボタン  その他

※発券機やドリンクバーを使用する場合であって、お客様1名ごとに消毒が困難な場合:

- 機器横にアルコール消毒液を設置し、お客様に使用前後で手指消毒を行うよう要請する。

※食器・箸等の容器器具は一般的な洗浄を徹底 (消毒までは不要)

(定期的に消毒する箇所) (頻度 ) に ( ) 回 ※店内にあるもの全てにチェック

- ドアノブ  レジ  手すり  トイレドアノブ  洗浄レバー  
 エレベーターのボタン  パーティション  その他

(具体的な消毒方法)

- アルコール消毒液 (濃度60%~90%)  次亜塩素酸ナトリウム (濃度0.05%)  
 界面活性剤含有の洗浄剤  次亜塩素酸水 (厚生労働省が示す使用上の注意を遵守の上)  
 その他 ( )

(ゴミ)

- ゴミを回収する者はマスクや手袋を着用し、作業後、必ず手洗いする。

- ペーパータオルのゴミは、以下のいずれかの対応を実施する。

(具体的な方法)

- 蓋付きのゴミ箱に入れて密閉する。  お客様使用の都度、ゴミを回収する。

(ハンドドライヤー等)

- ハンドドライヤー、共通のタオルを禁止し、以下のいずれかの対応を実施する。

(具体的な方法)

- ペーパータオルの設置  個人のタオル等の使用

(掲示)

- 以下のような注意喚起等の掲示をする。 ※上2つは必須

- トイレの蓋がある場合は、蓋を閉めて汚物を流す。  
 トイレ使用後は、手洗いや手指消毒を実施する。  
 新型コロナウイルス感染予防対策協賛店のステッカー、チェックリスト

### 3. 従業員の感染拡大予防対策

接客時や調理中など、店内では常時マスクを着用する。（食事等の必要最低限の機会を除く）

出勤前に体温を計測させ、体調不良の場合は自宅待機とする。  
発熱（37.5度以上）や風邪症状（咳やのどの痛みなど）、の症状がある場合には、自宅待機とする。

従業員は大声を出さないようにする。

（就業制限）

感染した従業員や濃厚接触者として判断された従業員の就業を禁止する。

（手指消毒等）

これまで以上に手指消毒や手洗いを敢行する。

（具体的な頻度）

- 調理時（食品取扱い前後）
- 従業員間で共有する調理器具・事務用品を使用する前後
- お客様が使用した食器等に触れる前後
- その他（ ）

（接客対応）

お客様からの注文の受付や料理提供にあたっては、利用者の正面に立たないように注意し、可能な範囲でフィジカルディスタンスを確保する。

（下膳）

汚れた食器に触れた手で、新しい食器を触らないようにする。

（具体的な方法）

- 汚れた食器を下げる従業員と新しい食器で料理を提供する従業員を分ける。
- 全て下膳してから、手洗い・手指消毒の上、新しい料理を提供する。
- その他（ ）

（休憩スペース・更衣室）

従業員用の控室はない。

控室がある場合は、以下のような対応を実施する。

- マスク着用、一度に使用する人数制限、対面での食事や会話を避ける。（一度の使用人数 ）
- 常時換気を行う。（換気方法 ）
- 共用する物品を定期的に消毒する。

（ユニフォーム）

従業員のユニフォームは当該日業務終了後など定期的に洗濯する。

定期的な洗濯の頻度（例：業務終了後に毎回）（ ）

（動線の分離）

食材の搬入や従業員の出入りとお客様との動線は可能な限り分離する。

（具体的な方法）

- 裏口を使用
- 営業開始前後に出入りする
- その他（ ）

（従業員のトイレ）

従業員は従業員用トイレを使用する。

（トイレは共有の場合）トイレ使用後の手洗いの徹底について掲示により要請する。

（感染予防対策の共有）

事業者が実施する感染予防対策について、従業員に周知し実行する。

（具体的な方法： ）

## 4. 接待を伴う場合の感染拡大予防対策

### (マスク着用)

- 従業員は接客中はマスクの着用を徹底する。(フェイスシールド・マウスシールドのみの着用は不可)
- お客様にも、会話の際はマスクを着用するよう要請する。

### (接客)

- 接触型コミュニケーションは控えるよう呼びかける。
- 接客する従業員の交代は可能な限り減らす。

### (消毒)

- 接客する従業員がテーブルを移動する際は、都度手指消毒をする。

### (BOX席でのフィジカルディスタンス)

- BOX席においてフィジカルディスタンスを確保する。

※同居家族等の生活を共にするグループの場合は確保は必須ではありません。

(友人・同僚等の同一グループであっても生活を共にしていない場合は必須)

※生活を共にするグループである確認(フィジカルディスタンスを確保しない場合)

- 来店時に従業員が個別聞き取り
- 予約時に個別聞き取り
- その他 ( )

### (具体的な方法)

- 隣り合う席の使用を中止する等で、席の間隔を1m以上確保できるよう配置する。
- 正面にとならないよう、斜め掛けとなるよう席を案内する。(距離を1m以上確保)
- テーブル上にアクリル板等を設置して遮蔽する。
- その他 ( )

### (ダンス・ショー・パーティーの中止)

- お客様の近距離で行うダンス・ショーは中止する。
- (ダンス・ショーを開催する場合は) ステージと客席の間に2m以上のフィジカルディスタンスを確保して実施する。
- 誰でも参加できる店舗内のパーティー等は開催しない。

### (従業員の対応)

- 見送り後の店舗外でのお客様へのサービスを控える。
- 過度に顔や髪を触らないように努める。

## 5. カラオケを行う場合の感染拡大予防対策

(歌唱エリアの特定)

- 歌唱する場所を特定し、それ以外の場所では歌唱は行わない。
- 歌唱エリアは以下のいずれかの対策を実施する。

(具体的な方法)

- 客席から2m以上離して設置する。
- 客席との間にビニールカーテン・パーティションを設置して遮蔽する。

(換気)

- 歌唱エリアは換気扇の近くに設置する。
- サーキュレーター等で換気扇に空気が流れるようにする。  
(線香等の煙で空気の流れを確認して、適切な換気を確認する場合等)

(消毒)

- マイクはお客様1名が使用する毎、及び営業終了後に消毒液で消毒する。

(具体的な消毒方法)

- アルコール消毒液(濃度60%~90%)  その他( )

- カラオケ用リモコンは以下の対応を実施する。

(具体的な方法)

- お客様が使用する毎、及び営業後に消毒する。
- 従業員のみが操作して、お客様は触れない
- その他( )

(歌唱中のマスク着用)

- 歌唱中もマスク着用を徹底する。
- 以下の対策を行った上で、歌唱中は必要に応じてマスクを外しても良いこととする。
  - 客席との間にはビニールカーテン等を設置して遮蔽を徹底する。
  - サーキュレーターを使用して、換気扇に向けた送風を行う。
  - 歌唱エリア内でお客様が触れる可能性がある物は、お客様1名歌唱の都度消毒を徹底する。

上記のチェックリスト全ての対策が取れない場合は、カラオケの利用は控えましょう。

## 6. その他施設ごとに感染拡大予防対策

(施設の業態に応じた感染拡大対策)

(自由記載)

【例】

- ・宴会場等、お客様が食事中に席を移動する可能性がある場合の対策
- ・テイクアウトや出前の際の対策

第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業応援金支給決定取消・返還通知書

様

鳥取県知事

令和 年 月 日付けで第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業応援金については、下記により支給決定を取消し、返還していただくことになりましたので通知します。

記

- 1 取消額 円
- 2 取消の理由
- 3 返還の期限 令和 年 月 日
- 4 返還の方法 同封の払込書により所定の金融機関から払い込みください。